

一般財団法人新しき村

令和 4 年度 事業計画 (令和 4 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

令和 3 年度(2021 年度)は、村外会員の協力を得ながら、2020 年度と同様な体制を維持することができた。令和 4 年度(2022 年度)は、3 月末日をもって村内会員のうち 5 名の人が離村し、村内会員 3 名が中心となって村の事業を継続することになる。

残る村内会員 3 名は、新しき村の創設者である武者小路実篤と同時代に生きていない者達、直接会ったことのない者達が軸となって、新しき村(村)をやってゆくことになる。

このような状況において、収益事業の柱であった太陽光発電の売電価格が高いときの 4 分の 1 以下となり今後赤字が大きくなる。令和 3 年度から村を今後長く維持継続するためにどうするかについて検討を重ねて来た。

一般財団法人に移行した後、当法人は赤字となった分を主として新しき村村友会から寄付金をもらうことによって運営してきた。しかし、これまでの赤字分を村友会からの寄付金を充てる方法を継続しては、村の運営はあと数年で運営できなくなる。

そこで、新しき村創立当初から長年にわたり村外会員の寄附によって村の運営ができてきたこともあるので、村外会員を増やし、寄附金を増額して村を存続することが必要であり、公益認定の申請をして公益法人化することになった。また、公益認定申請をするに際して、村の事業と村内会員の生活費の支払等についても、一般財団法人となる前の村と同じ内容に戻すことになった。具体的には、村の事業のうち農業や茶等の事業は、新しき村の維持存続のために必要な事業であるので公益目的事業とし、村内会員の生活は、村内会員からこれまで支払いを受けていた家賃・光熱費は法人の負担とし、1ヶ月の生活費として35,000円支払い、その他食費・年金・健康保険料を村が給料として支払うことになった。

また、機関誌『新しき村』は、2021 年は 1・3・5・7・9・11 月の隔

月刊であり、今年もこれに準じて発行する。

インターネット関係については、村のホームページを一新すること、SNS(ネット交流サービス)を開設することは、2021年中には達成されなかったが、それらの準備・作業は少しずつ進んでいるので、2022年もこの作業を継続して実行したい。

以 上